



Microwave **Chemical**

第19回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年9月25日（金）午後4時

受付開始：午後3時30分

※当社の決算期変更に伴い、第19期は15か月間となっているため、本総会の開催日は前回定時株主総会の応当日と離れております。

開催場所

東京都千代田区大手町1丁目9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ3F

グローバルビジネスハブ東京 会議室「Field」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様をインターネットによるライブ配信でご覧いただけます。

【参加登録URL】

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_5BMF8IJDyWfP6JvUFgBiw



詳細は5頁をご覧ください。

証券コード 9227
(電子提供措置開始日・発送日) 2026年9月4日

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南一丁目6番1号
マイクロ波化学株式会社
代表取締役社長CEO 吉野 巖

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の次の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://mwcc.jp>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株式について」欄の、「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9227/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスされる場合、「銘柄名(会社名)」に「マイクロ波化学」又は「コード」に「9227」を入力して検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご参照のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年9月24日（木）午後6時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月25日（金）午後4時
（開催日が前回定時株主総会日（2025年6月25日）に相当する日と離れておりますのは、当社の事業年度の末日を3月31日から6月30日に変更したことに伴い、移行期である第19期（当事業年度）が2025年4月1日から2026年6月30日までの15か月間となっているためであります。なお、開始時刻は前回定時株主総会より1時間繰り下げておりますので、ご注意ください。）
2. 場 所 東京都千代田区大手町1丁目9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ3F
グローバルビジネスハブ東京 会議室「Field」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（2025年4月1日から2026年6月30日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面を株主の皆様へお送りいたします。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「個別注記表」

事業説明会 開催のご案内

定時株主総会終了後、同会場にて、当社の事業についてのご理解を深めていただくことを目的とした事業説明会を開催いたします（1時間程度を予定）。ご多用とは存じますが、ご出席いただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

前回定時株主総会から開始時間を繰り下げておりますのでご注意ください。

日時

2026年9月25日（金）午後4時

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月24日（木）午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年9月24日（木）午後6時30分到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

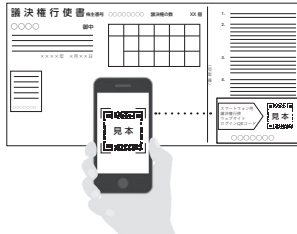
※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

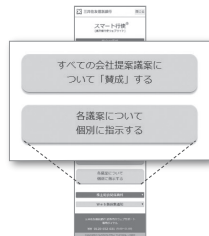
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



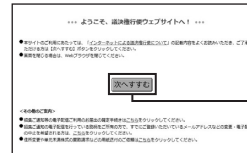
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

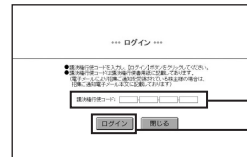
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

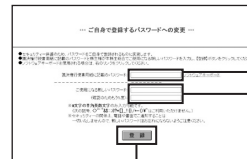
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。

- ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎ 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

インターネットによるライブ配信のご案内

当日会場にご来場されない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、ライブ配信いたします。

配信日時

2026年9月25日（金） 午後4時から株主総会終了時刻まで
（開始30分前からアクセスできます）

視聴方法

下記URLよりアクセスいただき、参加のご登録をお願いいたします。

【参加登録URL】

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_5BMF8IJDryWfP6JvUFgBiw



ご登録いただきましたら、ご入力いただいたメールアドレスに、当日の視聴用URLを送信いたします。当日視聴用URLにアクセスいただきご視聴をお願いいたします。

株主総会当日でもご登録いただくことができますが、視聴用URLの送受信のため、お早目にご登録ください。

<ご留意事項>

- ・ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはなりませんので、3頁をご覧いただき、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権行使をお願いいたします。
- ・ライブ配信では、ご質問等のご発言はお受けすることができません。
- ・ご使用の端末やインターネットの接続環境などにより映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・ご視聴いただく場合の通信料などにつきましては、株主様のご負担となります。
- ・ライブ配信の模様を録画・録音・公開等を行うことはお断りいたします。
- ・ライブ配信の視聴方法等の変更がある場合は、当社ウェブサイト（<https://mwcc.jp/ir/>）でお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2007年の設立以来、独自に構築したマイクロ波化学技術プラットフォームを核として、化学産業へのプロセスイノベーションの提供に取り組んでまいりました。「マイクロ波化学株式会社」という商号は、これまでの当社の事業そのものを表すものでありました。

しかしながら現在、当社の事業領域は大きく広がりつつあります。マイクロ波ソリューション事業においては、脱炭素に加え経済安全保障を背景とした顧客ニーズが拡大し、技術の適用領域も化学分野だけでなく、鉱石処理をはじめとする資源・鉱業分野にも拡張しております。同事業が今後も当社の中核事業として成長を図る方針に変わりはありませんが、当社が培ってきた技術・事業開発・エンジニアリングの強みを活かした新たな事業展開も着実に進めています。直近では低濃度貴金属回収事業をM&Aを通じて立ち上げるなど、提供するソリューションの拡充を進めております。また、海外企業との協業や取引が増加しており、今後はグローバル展開を一段と加速させていく方針です。

このように、事業領域・提供ソリューションの広がりやグローバル市場への挑戦という双方の観点から、次なる成長ステージへと舵を切る時期を迎えており、従来の枠組みにとどまらない商号の必要性が高まってまいりました。

こうした方針を対外的にも示す商号として、新たに「MWCC株式会社」を採用いたします。なお、「MWCC」は当社英文社名の略称として、ウェブサイトのドメイン等で既に社内外に広く使用・認知されており、商号変更に際しても違和感なく浸透していくと考えております。マイクロ波技術を核とした当社のブランド資産を継承しつつ、今後の事業領域の拡大、持続的な成長に向け取り組んでまいります。

なお、本議案による定款一部変更は2026年10月1日をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商 号) 第1条 当社は、 <u>マイクロ波化学株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Microwave Chemical Co., Ltd.</u> と表示する。	第1章 総則 (商 号) 第1条 当社は、 <u>MWCC株式会社</u> と称し、英文では、 <u>MWCC Inc.</u> と表示する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	よしの いわお 吉野 巖 (1967年7月19日)	1990年 4月 三井物産株式会社 入社 2002年 5月 カリフォルニア州立大学バークレー校 経営大学院修了(MBA) 2007年 5月 株式会社ナラプロ・テクノロジーズ代表 取締役社長 2007年 8月 マイクロ波環境化学株式会社（現当社） 設立 代表取締役社長CEO（現任） 2015年 4月 ティエムティ株式会社 代表取締役 (重要な兼職の状況) 他の会社または組織との兼職はございません。	1,259,400株
		(取締役候補者とした理由) 2007年の当社創業以来、当社の代表取締役社長として経営を担い、当社の経営に関して深い知見を有しており、引き続き当社の経営に活かしていただくべく、取締役候補者としております。	
2	つかはら やすのり 塚原 保徳 (1974年6月28日)	2004年 3月 大阪大学大学院理学研究科博士後期課程 修了。博士（理学） 2006年 7月 大阪大学大学院工学研究科特任准教授 2011年10月 マイクロ波環境化学株式会社（現当社） 取締役CSO 2015年 4月 ティエムティ株式会社 取締役 2024年 6月 当社代表取締役CSO（現任） (重要な兼職の状況) 他の会社または組織との兼職はございません。	1,096,800株
		(取締役候補者とした理由) 2007年に共同創業者として当社創業に関与して以来、当社の研究開発の中心的役割を担い、当社の経営に深い知見を有しており、引き続き当社の経営に活かしていただくべく、取締役候補者としております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	浦田 興優 (1980年1月7日)	2002年 4月 ソニー株式会社 入社 2007年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン 入社 2012年 8月 株式会社産業革新機構 入社 2015年 8月 日本材料技研株式会社 代表取締役社長 (現任) 2018年12月 当社顧問 2023年 6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 日本材料技研株式会社 代表取締役社長	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) コンサルティング企業、化学企業の経営者として、化学業界に関する豊富な経験を有しており、引き続き当社の経営に関して、客観的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、取締役候補者としております。			

(2026年8月19日現在)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浦田興優氏は、社外取締役候補者であります。
3. 浦田興優氏は現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって3年3か月となります。
4. 当社は、非業務執行取締役等が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、非業務執行取締役等との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。当社は浦田興優氏との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。同契約の主な内容は以下のとおりです。
- ① 非業務執行取締役等の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員がその職務の執行に関し、保険期間中に当社並びに株主及び従業員その他の第三者から損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社がその全額を負担しております。なお、各取締役候補者の選任が承認された場合、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、浦田興優氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	しもじょう とも や 下 條 智也 (1972年10月31日)	1996年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1999年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2003年4月 公認会計士登録 2008年4月 クリングルフาร์ม株式会社 入社 2008年12月 同社取締役経営管理部長 2013年11月 当社入社 管理部長 2014年6月 当社取締役管理部長 2015年4月 ティエムティ株式会社 取締役 2023年6月 当社取締役常勤監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 他の会社または組織との兼職はございません。	100,000株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 公認会計士として企業会計・財務に関する豊富な見識を有しており、また当社取締役としての経験から当社経営に深い知見を有しており、当社の経営の監督に活かしていただくべく、監査等委員である取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	たかはし ゆう こ 高橋 祐子 (1965年12月19日)	1992年10月 センチュリー監査法人（現 有限責任あ ずさ監査法人） 入所 1996年4月 公認会計士登録 2001年2月 株式会社電通 入社 2010年4月 同社グローバル事業統括局経営管理部長 2014年8月 同社経営企画局グローバル・ファイナン ス部長 2017年1月 同社経理局局长 2020年1月 株式会社電通グループ 執行役員 2022年1月 17LIVE株式会社 社外監査役 2022年3月 株式会社電通グループ 取締役（非業務 執行） 2023年3月 ヒューリック株式会社 社外取締役（現 任） 2023年6月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2024年6月 LINEヤフー株式会社 社外取締役監査 等委員（現任） （重要な兼職の状況） ヒューリック株式会社 社外取締役 LINEヤフー株式会社 社外取締役監査等委員	一株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 公認会計士として企業会計・財務に関する豊富な見識を有するほか、複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験を有しており、当社の経営に関して、客観的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役の候補者としております。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	さいとう しゅういち 齊 藤 修 一 (1976年 5 月20日)	2001年 4 月 株式会社一条工務店 入社 2006年 4 月 株式会社リクルートエージェント（現 株式会社リクルート） 入社 2013年 5 月 Hamee株式会社 常勤監査役 2018年 7 月 同社 取締役 2021年 5 月 一般財団法人八三財団 代表理事（現 任） 2022年 3 月 株式会社LIG 社外取締役 2022年 5 月 株式会社ベルク 社外取締役（現任） 2022年 6 月 17LIVE株式会社 社外監査役（現任） 2022年11月 当社顧問 2023年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2025年 7 月 株式会社LIG 社外取締役監査等委員 （現任） （重要な兼職の状況） 一般財団法人八三財団 代表理事 17LIVE株式会社 社外監査役 株式会社ベルク 社外取締役	一株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 上場企業における取締役及び監査役として、また複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験 を有しており、当社の経営に関して、客観的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等を いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役の候補者としております。			

（2026年8月19日現在）

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋祐子氏及び齊藤修一氏は社外取締役候補者であります。
3. 高橋祐子氏及び齊藤修一氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期
間は本総会終結の時をもって3年3か月となります。
4. 齊藤修一氏は2026年 8 月26日付で株式会社LIGの社外取締役監査等委員を退任する予定でありま
す。
5. 当社は、非業務執行取締役等が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、非業務執行
取締役等との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。当社は下條智也氏、高橋祐子氏及
び齊藤修一氏との間で当該責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との

当該契約を継続する予定であります。同契約の主な内容は以下のとおりです。

- ① 非業務執行取締役等の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員がその職務の執行に関し、保険期間中に当社並びに株主及び従業員その他の第三者から損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社がその全額を負担しております。なお、各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 7. 当社は、高橋祐子氏及び齊藤修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
は せ が わ あ ら た 長谷川 新 (1963年1月21日)	1987年4月 株式会社リクルート 入社 2003年7月 株式会社アウトソーシング・ジャパン 入社 2005年2月 株式会社NAホールディングス 営業サポート部 部長 2005年11月 財団法人大阪市都市型産業振興センターおおさ かなレッジ・フロンティア推進機構 チーフプ ランナー 2012年7月 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構新 産業創出交流センター コーディネーター (現 任) 2015年12月 当社監査役 2016年9月 株式会社ヴァリューズ 監査役 (現任) 2018年6月 PaMeLa株式会社 社外取締役 2019年4月 公益財団法人大阪産業局おおさかなレッジ・フ ロンティア推進機構 チーフプランナー (現 任) 2020年6月 スリープウェル株式会社 監査役 (現任) 2025年3月 あっと株式会社 社外取締役 (現任) 2025年7月 株式会社哲建 Go-Tech事業管理事務員 (現 任) 2026年4月 PaMeLa株式会社 取締役 (現任) 2026年4月 ペルル有限会社 コーディネーター (現任)	一株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 複数企業における取締役、幹部従業員としての経験のほか、ベンチャー支援の経験・知識を多く有してお り、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である取締役の候 補者としております。		

(2026年8月19日現在)

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長谷川新氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 長谷川新氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、非業務執行取締役等が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、非業務執行取締役等との間で責任限定契約を締結できる旨を定めており、長谷川新氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。同契約の主な内容は以下のとおりです。
- ① 非業務執行取締役等の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ② 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員がその職務の執行に関し、保険期間中に当社並びに株主及び従業員その他の第三者から損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社がその全額を負担しております。なお、長谷川新氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 長谷川新氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は当事業年度中に決算期変更を行っております。その結果、当事業年度は15か月の変則決算（2025年4月1日から2026年6月30日まで）となっております。

製造業の中でも化学産業は、原料や素材を担う産業として経済の発展を支えてきました。しかしながら、多くの製品や製法にイノベーションが起こる中、同産業は長きにわたってその登場からほとんど姿を変えておらず、現在も未だ重厚長大のエネルギー大量消費型のプロセスが多く残っています。

当社は、「何を作るか」ではなく「どのように作るか」に着目し、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指す技術プロバイダーです。

当社は、「デザイン力」及び「要素技術群」からなる技術プラットフォームを駆使して、顧客課題に応じて、ラボ開発、実証開発といった研究開発フェーズから、実機製作、製造支援といった事業フェーズまでをワンストップでソリューションとして提供しております。現在では、炭素素材、ケミカルリサイクル、金属製錬/鉱山プロセス、電子材料、医薬品などの幅広い分野において研究開発のパイプライン拡充及び積極的な事業開発活動を行っております。

近年、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、「カーボンニュートラル」を目指す動きが世界的に加速しております。わが国でも2020年10月、臨時国会で「2050年カーボンニュートラル」が宣言されたことを受け、経済産業省により2兆円のグリーンイノベーション基金が造成されるなど、二酸化炭素排出の削減を経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援を行う機運が高まっております。

マイクロ波プロセスは、従来の「外部から」「間接的」「全体」にエネルギーを伝達するプロセスに対して、「内部から」「直接的」「ターゲットした物質」に効率的にエネルギーを伝達することが可能であり、エネルギー削減を実現することができます。さらに、2000年代以降、安価、かつ発電量が増えてきた自然エネルギー由来の電気と組み合わせた「電化」のプロセスとして大幅な二酸化炭素削減が可能であるため、カーボンニュートラル実現に向けた有望なキーテクノロジーとして注目されております。

実際に当社では複数の化学企業と協業しながら、従来の製造プロセスを当社技術プラットフォームによって革新していく共同開発プロジェクトを進めております。具体的に当事業年度に推進した主要な開発プロジェクトとして下記が挙げられます。

- ・横浜市鶴見区に研究拠点「横浜ラボ」を開設し、2025年7月1日よりマイクロ波発振器の内製化を目指すプロジェクトの本格稼働を開始。
- ・三菱ケミカル株式会社と共同開発した技術で再生されたアクリル樹脂リサイクル材がHondaの新型軽乗用EVに採用。
- ・三井物産株式会社と共同で開発を進めるマイクロ波を用いた低炭素リチウム鉱石製錬技術におけるパイロット機が完成し、実証試験を開始。
- ・TREホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社タケエイと共同で、環境省の補助事業に「マイクロ波を利用した太陽光パネルガラス付着有機物除去によるガラスカレット水平リサイクルの実証事業」を申請し、採択。同実証事業を開始。
- ・早稲田大学発の医療機器スタートアップCoreTissue BioEngineering株式会社と、膝前十字靱帯再建手術向けの『組織再生型靱帯』の実用化に向け、マイクロ波を用いた脱細胞化技術を適用した量産装置の開発を開始。
- ・コーベックス株式会社と、マイクロ波を用いた真空溶剤蒸留回収装置の開発及び試作機（プロト機）の製作を開始。
- ・東京大学が取り組む「海底鉱物資源の製錬方法の開発」に参画。マイクロ波技術を活用した金属製錬および鉱山プロセスへのマイクロ波技術プラットフォームを用い、マンガノジュール鉱石の煅焼試験を担い、自社保有のベンチ装置でベンチスケール（数十kg規模）での煅焼試験を完了。
- ・当社が保有する回転炉床炉型の金属製錬/鉱山プロセス標準ベンチ装置を用いて実証試験を実施した結果、鉄鉱石約15kgの還元に成功し、実用化に向けて重要なマイルストーンであるベンチスケールでの実証を完了。
- ・カナダのリチウム資源開発企業であるPMET Resources Inc.と三井物産株式会社との間で、PMETが開発する鉱山から採掘される、リチウムの原料となるスポジュミン鉱石への当社独自の「マイクロ波煅焼技術」の適用、および将来的な商業化に向けた共同検討に関する覚書（MOU）を締結。

このように、既存の開発案件を着実に進めつつ、新領域の開発案件獲得にも取り組んだ結果、当事業年度は、新規案件獲得数は通期計画22件に対して25件、契約済みの案件総数は通期計画62件に対して61件となりました。

セグメント別の経営成績については、マイクロ波化学関連事業の売上高は1,050百万円、セグメント利益は358百万円となりました。また、当事業年度より開始した低濃度貴金属回収事業の売上高は7百万円、セグメント損失は3百万円となりました。なお、セグメント利益又は損失は、売上総利益を基礎とした数値であります。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高1,057百万円（前事業年度の売上高は

1,608百万円)、研究開発を積極的に推進した結果、研究開発費653百万円を含む販売費及び一般管理費は1,282百万円となり、営業損失927百万円(前事業年度は営業利益187百万円)となりました。

上記の他、営業外収益4百万円及び営業外費用26百万円を計上したことにより経常損失948百万円(前事業年度は経常利益182百万円)となり、特別利益で補助金収入54百万円、固定資産売却益1百万円、特別損失で固定資産除却損26百万円、固定資産圧縮損32百万円を計上した結果、法人税等控除後の当期純損失964百万円(前事業年度は当期純利益161百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において、本社ラボ及び大阪事業所の研究設備増強を中心として、総額20百万円の設備投資を実施いたしました。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、研究開発資金等に充当するため、当事業年度に取引銀行2行から総額500百万円の長期借入金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2025年9月に、株式会社ディーピーエスより低濃度貴金属回収事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2023年3月期)	第 17 期 (2024年3月期)	第 18 期 (2025年3月期)	第 19 期 (当事業年度) (2026年6月期)
売 上 高 (千円)	1,215,353	1,863,320	1,608,403	1,057,759
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	26,078	130,893	182,126	△948,749
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (千円)	75,393	△944,895	161,482	△964,878
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	5.09	△61.12	10.24	△60.77
総 資 産 (千円)	3,077,400	1,894,973	2,124,539	1,399,210
純 資 産 (千円)	1,706,045	856,291	1,064,007	152,904
1株当たり純資産額 (円)	111.09	54.81	67.12	7.59

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 第19期(当事業年度)につきましては、決算期変更により2025年4月1日から2026年6月30日までの15か月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指しており、そのために対処すべき課題を以下のように考えております。

① 開発戦略

要素技術の開発、データベースの充実、ノウハウの整備、及び、アカデミアとも協力をした技術の体系化をはかり効率的な開発体制を構築します。

当社の強みは、マイクロ波化学において、研究開発から実証開発・エンジニアリングまでをワンストップで提供できることですが、これを可能とする要素技術群で構成されるインフラの開発投資を進めます。顧客の開発に共通的に使用できる設備を持ち、かつ、ラボ装置は市販されているものでは不十分なため、当社で開発し整備することで、安価かつ高品質なソリューションを提供することができる体制を構築します。

また、「電化」の製造技術という観点から、競合技術の動向にも注意を払いながらスピードを落とさずに開発を行う必要があります。一方で、マイクロ波加熱以外の有力な手段となるIH加熱・電気ヒーター加熱は、従来の化石燃料による加熱と同様に伝熱を基本とする技術で、直接エネルギーを伝えるマイクロ波と比較して、エネルギー変換効率が低く、スケールアップ難易度が高いため、その優位性を活かして社会実装を進めることを目指します。

② 事業開発体制

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用します。また、最終的に社会実装するために、化学メーカーをはじめとした様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大します。このため、世界中の化学メーカー等とのネットワークを構築し、常に顧客や業界ニーズ・トレンド情報を収集し咀嚼しております。このためには、当社の技術を理解・発信し、顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を持った事業開発体制を構築し、強化を図るために、継続的な人材採用と組織づくりが必要となります。

また、顧客の化学メーカーにとって、これまでに導入した実績がない技術であるマイクロ波化学プロセスを導入することは、経営的な判断となります。当社がスムーズな技術導入を実現するためには、開発の初期段階より顧客側経営層からの理解が必要となり、そのために経営レベルでの関係構築及び経営目線での価値提言に努めてまいります。

③ 研究開発体制

当社がテクノロジー企業として構築したマイクロ波プロセスに関する技術プラットフォームは、化学メーカー等とのアライアンス戦略における競争優位の源泉となっています。したがって、今後も継続的に充実を図り、当社の競争優位をより強固とするための研究開発の継続が重要であり、それを可能とする体制の構築・強化が課題であると認識しており、継続的な人材採用及び育成が重要と考えております。

④ 人材確保

マイクロ波化学は業際分野であり、化学、物理（電磁気学）、エンジニアリングなどの専門家から構成される開発体制を構築する必要があります。また、単に技術を提供するだけでなく、顧客の製造まで支援するためには、エンジニアについても、プロセスエンジニア、機械、電気計装、生産技術、及びシミュレーション技術者からなる多様な技術者をバランス良く継続的に採用する必要があります。

さらに、当社が、今後も持続的に成長するためには、パイプラインの拡大を常に行う必要があります。それを推進する人材の確保は重要な課題となります。特に、各プロジェクトの研究開発から事業化までをマネジメントできるプロジェクトリーダー級の即戦力人材の確保に努めてまいります。

⑤ 経営管理体制の構築

当社が、継続的な開発パイプラインの拡充及び事業開発の展開を進める上で、経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

⑥ 事業基盤及び財務基盤の強化

当事業年度において、複数の大型プロジェクトについて、顧客による開発計画及び投資時期の見直しに伴う受注遅延が生じたこと等により、売上高が当初予想を下回り、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、純資産が減少し、自己資本比率が低下しております。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、化学産業への依存度が高く、受注に占める大型プロジェクトの割合が相対的に高いことから、その受注時期の変動により短期的な業績変動の幅が大きくなる事業特性を有しております。このため、顧客基盤及び収益源の多様化を経営上の重要課題と位置づけ、あらゆる産業に適

用可能なマイクロ波技術ソリューションの活用を進めてまいります。具体的には、重要鉱物に関連する鉱山プロセス事業の開拓に注力するとともに、低濃度貴金属回収事業をはじめとする新たな技術ソリューションの獲得・提供を通じ、持続的な成長を目指してまいります。

また、資金面では、大型プロジェクトの受注遅れ等により一時的な資金需要が高まる中、当事業年度に総額5億円の長期借入を実行し、事業推進のための流動性を確保しております。このほか、総額5億円のコミットメントライン契約を更新しております。これらの対応策を着実に実行することにより、事業基盤及び財務基盤の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社は、「何を作るか」ではなく「どのように作るか」に着目し、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指す技術プロバイダーです。

当社は、「デザイン力」及び「要素技術群」からなる技術プラットフォームを駆使して、顧客課題に応じて、ラボ開発、実証開発といった研究開発フェーズから、実機製作、製造支援といった事業フェーズまでをワンストップでソリューションとして提供しております。現在では、炭素素材、ケミカルリサイクル、金属製錬/鉱山プロセス、電子材料、医薬品などの幅広い分野において研究開発のパイプライン拡充及び積極的な事業開発活動を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2026年6月30日現在）

本店・大阪事業所	大阪市住之江区平林南一丁目6番1号
本社	大阪府吹田市山田丘2番1号 フォトニクスセンター5階
横浜ラボ	神奈川県横浜市鶴見区小野町75-1 横浜新技術創造館2号館306号室

(7) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49（2）名	－（3名減）	44.6歳	5.1年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	339,860千円
株式会社みなと銀行	285,000千円
株式会社紀陽銀行	194,226千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 53,000,000株

(2) 発行済株式の総数 15,904,500株

(3) 株主数 20,763名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
吉野 巖	1,259千株	7.9%
塚原 保徳	1,096	6.9
三井化学株式会社	771	4.9
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	298	1.9
大和証券株式会社	246	1.5
Mitsui Kinzoku-SBI Material Innovation Fund	206	1.3
千島土地株式会社	199	1.3
富永 道男	117	0.7
下 條 智也	100	0.6
佐 伯 裕昭	98	0.6

(注) 1. 当社は、自己株式を10株保有しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年3月28日	2022年1月31日
新 株 予 約 権 の 数		4,478個	426個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 447,800株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 42,600株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 302円	1株当たり 461円
権 利 行 使 期 間		2021年3月29日から 2029年3月28日まで	2024年2月1日から 2032年1月31日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数 4,418個 目的となる株式数 441,800株 保有者数 2名	新株予約権の数 426個 目的となる株式数 42,600株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

		第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2025年6月12日
新 株 予 約 権 の 数		2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権1個当たり 677円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 560円
権 利 行 使 期 間		2029年6月26日から 2031年6月25日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1. 第3回及び第5回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

- (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
- (6) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (7) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 2. 第6回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の使用人の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の①、③及び⑨の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額（本新株予約権に係る付与決議（租税特別措置法第29条の2第1項において定められた付与決議をいう。）の日において、当社の設立の日以後の期間が5年未満である場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当社の設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則第11条の3第1項で定める要件を満たす場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。）の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

第 7 回 新 株 予 約 権		
発 行 決 議 日		
2025年6月12日		
新 株 予 約 権 の 数		
1,639個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		
普通株式 163,900株 (新株予約権1個につき 100株)		
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		
新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		
1株当たり 565円		
権 利 行 使 期 間		
2029年6月26日から 2035年6月25日まで		
行 使 の 条 件		
(注)		
使用人等 への交付 状 況	当社使用人（当 社役員を兼ねる 者 を 除 く ）	新株予約権の数 1,639個 目的となる株式数 163,900株 交付された者の人数 9名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の使用人の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の①、③及び⑨の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額（本新株予約権に係る付与決議（租税特別措置法第29条の2第1項において定められた付与決議をいう。）の日において、当社の設立の日以後の期間が5年未満である場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当社の設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則第11条の3第1項で定める要件を満たす場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。）の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	吉野 巖	経営全般担当
代表取締役CSO	塚原 保徳	研究開発担当
取締役	浦田 興優	日本材料技研株式会社 代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	下 條 智 也	－
取締役（監査等委員）	高 橋 祐 子	ヒューリック株式会社 社外取締役 LINEヤフー株式会社 社外取締役監査等委員
取締役（監査等委員）	齊 藤 修 一	一般財団法人八三財団 代表理事 17LIVE株式会社 社外監査役 株式会社ベルク 社外取締役 株式会社LIG 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役浦田興優氏、監査等委員である取締役高橋祐子氏及び齊藤修一氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役下條智也氏及び高橋祐子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 内部監査部門をはじめとする他部門との連携や情報収集の充実化を図ることにより監査・監督機能を強化するため、下條智也氏を常勤監査等委員として選定しております。
4. 当社は、浦田興優氏、高橋祐子氏及び齊藤修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と浦田興優氏、下條智也氏、高橋祐子氏及び齊藤修一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

（取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要）

取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、固定額の月例報酬とし、当社の持続的な企業価値の向上のための動機付けとなるよう、当社の業績、事業遂行の中長期的観点ならびに各取締役（監査等委員を除く。）の役位、職責及び貢献の程度等を総合的に勘案したうえ、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会決議により各取締役（監査等委員を除く。）の報酬額を決定しております。

また、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）個人別の報酬等の内容につきましては、社外取締役が半数を占める取締役会において決定したものであり、上記決定方針に掲げられた各要素を考慮した相当な水準となっており、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	37,500千円 (7,500千円)	37,500千円 (7,500千円)	—	3名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	26,503千円 (15,000千円)	26,503千円 (15,000千円)	—	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	64,003千円 (22,500千円)	64,003千円 (22,500千円)	—	6 (3)

（注）1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は2023年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内（うち社外取締役につき年額20,000千円以内）と決議されており、当該株主総会終結時における取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は1名）です。

これらの報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとされています。

2. 監査等委員である取締役の報酬額は2023年6月29日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されており、当該株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況は上記(1)において「担当及び重要な兼職の状況」欄に記載したとおりであり、当社と兼職先である他の法人等との間にはいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 浦田 興 優	当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席いたしました。 コンサルティング企業、化学企業の経営者として、化学業界に関する豊富な経験を有しており、このような見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 高橋 祐 子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に、また、監査等委員会17回のうち16回に出席いたしました。 公認会計士として企業会計・財務に関する豊富な見識を有するほか、複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験を有しており、このような見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 齊藤 修 一	当事業年度に開催された取締役会21回全てに、また、監査等委員会17回全てに出席いたしました。 上場企業における取締役及び監査役として、また複数企業の社外役員として経営に関する豊富な経験を有しており、このような見地から必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づく当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	615,250	流 動 負 債	304,820
現 金 及 び 預 金	401,190	買 掛 金	5,903
売 掛 金	137,896	1年内返済予定の長期借入金	138,000
原 材 料	390	未 払 金	26,753
仕 掛 品	16,935	未 払 費 用	45,450
貯 蔵 品	4,564	リ ー ス 債 務	15,937
未 収 入 金	570	未 払 法 人 税 等	5,667
立 替 金	243	未 払 消 費 税 等	2,818
前 払 金	10,579	契 約 負 債 金	59,747
前 払 費 用	42,879	預 り 金	4,541
固 定 資 産	783,960	固 定 負 債	941,486
有 形 固 定 資 産	680,784	長 期 借 入 金	681,086
建 築 物	155,503	リ ー ス 債 務	260,400
構 築 物	32,935	負 債 合 計	1,246,306
機 械 及 び 装 置	203,116	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	0	株 主 資 本	120,679
工 具、器 具 及 び 備 品	3,287	資 本 金	2,882,523
リ ー ス 資 産	270,516	資 本 剰 余 金	584,077
建 設 仮 勘 定	15,424	資 本 準 備 金	584,077
無 形 固 定 資 産	14,700	利 益 剰 余 金	△3,345,905
ソ フ ト ウ エ ア	14,700	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,345,905
投 資 そ の 他 の 資 産	88,475	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,345,905
投 資 有 価 証 券	0	自 己 株 式	△14
差 入 保 証 金	74,475	新 株 予 約 権	32,225
繰 延 税 金 資 産	11,215	純 資 産 合 計	152,904
そ の 他	2,785	負 債 純 資 産 合 計	1,399,210
資 産 合 計	1,399,210		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 6 月 30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			1,057,759
売上原価			702,916
売上総利益			354,843
販売費及び一般管理費			1,282,247
営業外収益			927,404
受取利息	939		
受取手数料	2,887		
スクラップ売却益	500		
その他の	530		4,856
営業外費用			
支払利息	25,958		
為替差損	243		26,202
経常損失			948,749
固定資産売却益	1,751		
補助金収入	54,620		56,371
特別損失			
固定資産除却損	26,463		
固定資産圧縮損	32,664		
移転費用	4,099		63,227
税引前当期純損失			955,605
法人税、住民税及び事業税	5,182		
過年度法人税等	15,304		
法人税等調整額	△11,215		9,272
当期純損失			964,878

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金				
				繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	2,871,747	573,301	573,301	△2,381,027	△14	1,064,007	－	1,064,007
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	10,775	10,775	10,775	－		21,550		21,550
当 期 純 損 失 (△)				△964,878		△964,878		△964,878
自 己 株 式 の 取 得					－	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							32,225	32,225
当 期 変 動 額 合 計	10,775	10,775	10,775	△964,878	－	△943,327	32,225	△911,102
当 期 末 残 高	2,882,523	584,077	584,077	△3,345,905	△14	120,679	32,225	152,904

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月18日

マイクロ波化学株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沖	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 則岡	智裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マイクロ波化学株式会社の2025年4月1日から2026年6月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２５年４月１日から２０２６年６月３０日までの第１９期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月19日

マイクロ波化学株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 下 條 智 也 ㊞
監査等委員 高 橋 祐 子 ㊞
監査等委員 齊 藤 修 一 ㊞

(注) 監査等委員高橋祐子及び齊藤修一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都千代田区大手町1丁目9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ3F

グローバルビジネスハブ東京 会議室「Field」

TEL 06-6170-7595 (代表)

交通： ・地下鉄 大手町駅（千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線）C2c出口

・JR 東京駅 丸の内北口より徒歩15分

